

平成29年度長期優良住宅化リフォーム推進事業補助金交付申請等マニュアル  
 主な変更等の履歴

(最終 2018/2/14)

ページ (変更後)	項目	変更後	変更前	対応	更新日
<b>Ver. 1_1の主な変更点</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同住宅の場合、対象となる工事請負契約に共用部分を含む場合は事業タイプによらず補助率方式とすることを明記</li> <li>・リフォーム工事完了後に建築士が現地により評価基準等への適合性を確認することを明記</li> <li>・技術的審査で様式8の様式データの提出を必須としていたものを印刷したもののみであることに見直し</li> <li>・技術的審査の提出書類の見直し</li> <li>・補助対象工事の単価の工事内容の修正・追加、補助工事単価の修正、単価の見直し</li> </ul> ※変更点の詳細やその他の変更、修正事項は下記を確認してください。					H29.6.5
2	2.(1) 補助事業の要件	本事業において、交付申請可能な補助事業者は、施工業者又は買取再販業者です。施工業者が補助事業者の場合は、発注者を共同事業者とする共同事業実施規約を締結していただきます。 <b><u>買取再販の住宅は、必ず買取再販業者が補助事業者となります。</u></b>	本事業において、交付申請可能な補助事業者は、施工業者又は買取再販業者です。施工業者が補助事業者の場合は、発注者を共同事業者とする共同事業実施規約を締結していただきます。	追記	H29.6.5 (Ver.1_1)
5	2.(3)1) リフォーム工事に係る補助額	また、リフォーム工事費の補助額の算定方法は、事業タイプに応じて <b>表-5</b> のとおりとします。ただし、 <b><u>対象となる工事請負契約に共同住宅の共用部分を含む場合</u></b> については、事業タイプによらず補助率方式とします。	また、リフォーム工事費の補助額の算定方法は、事業タイプに応じて <b>表-5</b> のとおりとします。ただし、共同住宅の共用部分については、事業タイプによらず補助率方式とします。	修正	H29.6.5 (Ver.1_1)
7	2.(3)2) インスペクション等に係る補助額	設計に必要なインスペクションに要する費用、リフォーム工事の履歴情報のための図面作成等に要する費用、維持保全計画の作成に要する費用及びリフォーム瑕疵保険（大規模修繕瑕疵保険を含む。以下同じ。）の保険料が補助対象となり、 <b><u>補助率は1/3です。</u></b>	設計に必要なインスペクションに要する費用、リフォーム工事の履歴情報のための図面作成等に要する費用、維持保全計画の作成に要する費用及びリフォーム瑕疵保険（大規模修繕瑕疵保険を含む。以下同じ。）の保険料が補助対象となります。	追記	H29.6.5 (Ver.1_1)
8	2.(3)2)②ホ 建築士によるリフォーム工事結果の評価基準等への適合性確認に係る費用	都道府県知事登録の建築士事務所に所属する建築士が行う、 <b><u>現地にて</u></b> 工事結果の評価基準等への適合性を確認し、申請様式13により証明するための費用を対象とします。	都道府県知事登録の建築士事務所に所属する建築士が行う、工事結果の評価基準等への適合性を確認し、申請様式13により証明するための費用を対象とします。	追記	H29.6.5 (Ver.1_1)

ページ (変更後)	項目	変更後	変更前	対応	更新日
11	Ⅱ.2.(2) 事業者登録の効果	事業者登録が完了すると、登録事業者は <u>リフォーム工事</u> の着手(着工)を除き、インスペクションや工事請負契約の締結等を行えるようになります。	事業者登録が完了すると、登録事業者は <u>補助対象工事</u> の着手(着工)を除き、インスペクションや工事請負契約の締結等を行えるようになります。	修正	H29.6.5 (Ver.1_1)
14	Ⅱ.4.(4) 完了実績報告	完了実績報告に先立ち、事業者ポータルサイトで補助金振込口座の登録を行ってください。 <u>また、全事業タイプで、建築士の現地確認により、工事が申請内容のとおり実施されたことの証明を受けます。</u> 補助事業者は、工事完了後速やかに、・・・・	完了実績報告に先立ち、事業者ポータルサイトで補助金振込口座の登録を行ってください。補助事業者は、工事完了後速やかに、・・・・	追記	H29.6.5 (Ver.1_1)
15	Ⅱ.6.図-1 建築士が適合確認を行う場合	【完了実績報告】 ・建築士が <u>現地確認した</u> 工事内容確認書	【完了実績報告】 ・建築士による <u>工事内容確認書</u>	追記	H29.6.5 (Ver.1_1)
16	Ⅱ.6.図-2 長期優良住宅(増改築)認定を取得する場合	【完了実績報告】 ・建築士が <u>現地確認した</u> 工事内容確認書	【完了実績報告】 ・建築士による <u>工事内容確認書</u>	追記	H29.6.5 (Ver.1_1)
18	Ⅲ.1. 交付申請書の提出書類	審査用図書送付状及び表-8の⑨、 <u>⑫、⑬</u> 、⑱、⑲、⑳の書類(以下、「技術的審査書類」という)を提出します。	審査用図書送付状及び表-8の⑨、⑱、⑲、 <u>⑳、㉑</u> の書類(以下、「技術的審査書類」という)を提出します。	修正	H29.6.5 (Ver.1_1)
18	Ⅲ.3.(2)1) 交付申請について	交付申請書類1部を・・・・ ・・・・インデックスの貼付けは不要です。  ファイルの表紙には・・・・ ・・・・申請書類の差し替えは固くお断りします。) <u>提出書類は、返却しませんので問合せに対応できるよう、必ず控えを各自保管してください。</u>	交付申請書類1部を・・・・ ・・・・インデックスの貼付けは不要です。 <u>提出書類は、返却いたしませんので必ず控えを各自保管してください。</u>  ファイルの表紙には・・・・ ・・・・申請書類の差し替えは固くお断りします。)	修正	H29.6.5 (Ver.1_1)

ページ (変更後)	項目	変更後	変更前	対応	更新日
19	Ⅲ.3.(2) 1) 技術的審査書類について	技術的審査書類1部を <b>様式8 冒頭にある適合性確認に要した資料等の番号順</b> にフラットファイル(A4 縦)に綴じて提出してください。 インデックスの貼付け(･･････表記)してください。 <b>提出書類は、返却しませんので問合せに対応できるよう、必ず控えを各自保管してください。</b>	技術的審査書類1部をフラットファイル(A4 縦)に綴じて提出してください。  インデックスの貼付け(･･････表記)してください。  <u>なお、様式の内、様式8については、技術的審査の過程で様式データを評価室に提出していただきます。</u>	追記 削除	H29.6.5 (Ver.1_1)
19 21	Ⅲ.4.表-8 交付申請時の提出書類一覧④ 提出書類欄	—	④交付申請住宅リスト(事前採択タイプの場合)  <u>様式1の2</u>	削除	H29.6.5 (Ver.1_1)
19	同上⑫ 摘要欄	評価/ <u>(○*)</u>   認定(単価)/—   認定(補率)高度/○	評価/ <u>二</u>   認定(単価)/—   認定(補率)高度/○	修正	H29.6.5 (Ver.1_1)
19	同上⑬ 摘要欄	評価/ <u>(○*)</u>   認定(単価)/—   認定(補率)高度/○	評価/ <u>二</u>   認定(単価)/—   認定(補率)高度/○	修正	H29.6.5 (Ver.1_1)
19	同上⑭ 摘要欄	評価/ <u>(○)</u>   認定(単価)/—   認定(補率)高度/○	評価/ <u>二</u>   認定(単価)/—   認定(補率)高度/○	修正	H29.6.5 (Ver.1_1)
20 23	同上⑮ 提出書類欄	⑮リフォーム後の住宅性能に係る基準等の適合状況確認書及び単価積上方式による補助対象工事費の算出表	⑮リフォーム後の住宅性能に係る基準等の適合状況確認書及び単価積上方式による補助対象工事費の算出表(評価基準型:単価積上方式用、評価基準型:共同住宅(単価積上方式及び補助率方式併用)用)	修正	H29.6.5 (Ver.1_1)
20 23	同上⑯ 提出書類欄	⑯単価積上方式による補助対象工事費の算出表	⑯単価積上方式による補助対象工事費の算出表(認定長期優良住宅型:単価積上方式用、認定長期優良住宅型:共同住宅(単価積上方式及び補助率方式併用)用)	修正	H29.6.5 (Ver.1_1)
20 23	同上⑰ 提出書類欄	⑰交付申請額算出表(単価積上方式用)	⑰交付申請額算出表(単価積上方式用、共同住宅(単価積上方式及び補助率方式併用)用)	修正	H29.6.5 (Ver.1_1)

ページ (変更後)	項目	変更後	変更前	対応	更新日
20	同上⑳ 摘要欄	㉑リフォーム工事前の平面図等(三世同居改修工事を実施する場合)   評価/二   認定(単価)/○   認定(補率)高度/○	㉑リフォーム工事前の平面図(三世同居対応改修工事を実施する場合)   評価/○*   認定(単価)/○   認定(補率)高度/○	修正	H29.6.5 (Ver.1_1)
20	同上 (摘要欄の凡例)	( ) : 補助率方式の場合に必要な書類	—	追記	H29.6.5 (Ver.1_1)
21	Ⅲ.4. 様式の記載等に当た っての注意事項 ○共通事項	・ <u>図面等は判読可能なものとし、原則としてA4、最大でA3迄としてください。</u>	—	追記	H29.6.5 (Ver.1_1)
21	同上① 平成29年度長期優良住宅 化リフォーム推進事業補 助金交付申請書(様式1)	・ダウンロードして印刷した様式に、次の情報を <u>油性ボールペン</u> 等により記入します。	・ダウンロードした様式に、次の情報を <u>入力</u> します。	修正	H29.6.5 (Ver.1_1)
23	同上㉒ リフォーム後の住宅性能 に係る基準等の適合状況 確認書及び単価積上方式 による補助対象工事費の 算出表(様式8)	—	・ <u>共同住宅用と共同住宅以外とで使用する様式が異なります。</u>	削除	H29.6.5 (Ver.1_1)
24	同上㉓ 単価積上方式による補 助対象工事費の算出表 (様式8の2)	—	・ <u>共同住宅用と共同住宅以外とで使用する様式が異なります。</u>	削除	H29.6.2 (Ver.1_1)
24	同上㉔ 「リフォーム後の住宅 性能に係る基準の適合 状況確認書」で建築士が 適合確認のために用い た図書等	(5) <u>リフォーム工事により性能が向上すること、又は、調理室等の増設を確認するため、リフォーム工事前後の平面図等(リフォーム後の図面は工事箇所、工事内容、工事の数量が分かるものであること)であって、㉑に記載の内容にしたがったもの(この場合、㉑の図面等の提出は不要です。)</u>	—	追記	H29.6.5 (Ver.1_1)
28	Ⅵ.1. 特定性能向上リフォ ーム工事の変更があ る場合	評価基準型の場合、評価室による技術的 <u>審査</u> も対象となるため、・・・・	評価基準型の場合、評価室による技術的 <u>検査</u> も対象となるため、・・・・	修正	H29.6.5 (Ver.1_1)

ページ (変更後)	項目	変更後	変更前	対応	更新日
29	VI. 2. (1)	評価基準型の場合における評価室の技術的審査は不要です。	評価基準型の場合、評価室の技術的検査は対象となりません。	修正	H29. 6. 5 (Ver. 1_1)
33 35	IX. 5. 表-9 完了実績報告時の提出書類一覧 ⑦	⑦リフォーム後の住宅性能に係る基準等の適合状況確認書及び単価積上方式による補助対象工事費の算出表	⑦リフォーム後の住宅性能に係る基準等の適合状況確認書及び単価積上方式による補助対象工事費の算出表（ <u>評価基準型：単価積上方式用、評価基準型：共同住宅（単価積上方式及び補助率方式併用）用</u> ）	修正	H29. 6. 5 (Ver. 1_1)
33 36	同上⑧	⑧単価積上方式による補助対象工事費の算出表	⑧単価積上方式による補助対象工事費の算出表（ <u>認定長期優良住宅型：単価積上方式用、認定長期優良住宅型：共同住宅（単価積上方式及び補助率方式併用）用</u> ）	修正	H29. 6. 5 (Ver. 1_1)
35	IX. 5. 様式の記載等に当た るの注意事項 ○共通事項 2つめの・	<u>完了実績報告書</u> （様式11）以外の様式は・・・・・・	<u>交付申請書</u> （様式11）以外の様式は、・・・・・・	修正	H29. 6. 5 (Ver. 1_1)
35	同上① 平成 29 年度長期優良住 宅化リフォーム推進事業 補助金完了実績報告書 （兼、請求書）（様式11）	・ダウンロードして印刷した様式に、次の情報を <u>油性ボールペン</u> 等により記入します。	・ダウンロードした様式に、次の情報を <u>入力</u> します。	修正	H29. 6. 5 (Ver. 1_1)
35	同上④ 建築士による工事内容 確認書（様式13）	・ <u>建築士において、現地確認</u> 、完了実績報告の書類及び施工業者で保有する工事記録等により、対象住宅のリフォーム工事が交付申請の内容のとおりであることを確認して証明すること。	・完了実績報告の書類及び施工業者で保有するリフォーム工事履歴により、対象住宅のリフォーム工事が交付申請において確認を受けたリフォーム後の住宅性能のとおりであることを確認して証明すること。	追記 修正	H29. 6. 5 (Ver. 1_1)
38	X. 1. 支払時期 実績支払 4	完了実績報告が平成 <u>29</u> 年 1 2 月 2 2 日まで（必着）に行われ、かつ、平成 3 0 年 1 月 3 1 日までに適合することが確認されたもの。	完了実績報告が平成 <u>30</u> 年 1 2 月 2 2 日まで（必着）に行われ、かつ、平成 3 0 年 1 月 3 1 日までに適合することが確認されたもの。	修正	H29. 6. 5 (Ver. 1_1)
45	留意事項 ・ユニットバスの設 置に伴う高断熱浴槽 の設置工事	・増設する場合にあつては「c. 三世帯同居対応改修工事」	・増設する場合にあつては <u>ユニットバスの設置工事と併せて</u> 「c. 三世帯同居対応改修工事」	修正	H29. 6. 5 (Ver. 1_1)

ページ (変更後)	項目	変更後	変更前	対応	更新日
45	留意事項	<u>補助率方式を適用する</u> 木造住宅において、劣化対策工事にユニットバス設置工事を・・・・・・・・  <u>さらに、高断熱浴槽である場合は、補助額を10万円加算し、20万円とすることが可能</u>	木造住宅において、劣化対策工事にユニットバス設置工事を・・・・・・・・	追記	H29.6.5 (Ver.1_1)
46	別表-6 単価積上方式に係る 補助対象工事の単価 2つ目の○	○本表は、評価基準型・・・・専用部分に適用します。 <u>共同住宅（いわゆるマンション、アパート）の共用部分には適用しません。</u>	本表は、評価基準型・・・・専用部分に適用します。	追記	H29.6.5 (Ver.1_1)
46	同上 4、5つ目の○	<u>○補助工事単価欄に「実工事費」とあるものは、工事の個別性が高いため補助工事単価を設定していませんが、実工事費を確認して補助額を決定し、補助対象とする工事です。</u> <u>○各工事は、特記なき限り必要な附帯工事(いわゆる道連れ工事)を含んだ額であり、建材・設備機器については、未使用品を用いるものを対象としています。中古品を用いる場合は補助対象外です。</u>	—	追記	H29.6.5 (Ver.1_1)
46	別表-6 本表 耐震改修	耐力壁の設置（構造用合板、認定工法等）   <u>35,000</u>   円/箇所	耐力壁の設置（構造用合板、認定工法等）   <u>14,100</u>   円/m <sup>2</sup>	修正	H29.6.5 (Ver.1_1)
46	同上 耐震改修	準耐力壁の設置（構造用合板、構造用せつこうボードの設置（認定工法）等）   <u>22,000</u>   円/箇所	耐準耐力壁の設置（構造用合板、構造用せつこうボードの設置（認定工法）等）   <u>11,100</u>   円/m <sup>2</sup>	修正	H29.6.5 (Ver.1_1)
46	同上 耐震改修	<u>屋根の軽量化</u>   <u>10,500</u>   円/m <sup>2</sup>	<u>屋根の軽量化(桟瓦⇒ガルバリウム板葺き)</u>   <u>15,900</u>   円/m <sup>2</sup>	修正	H29.6.5 (Ver.1_1)
46	同上 耐震改修	<u>木造以外の住宅の耐震補強</u>   <u>実工事費</u>   円	—	追加	H29.6.5 (Ver.1_1)
46	同上 注釈	※上表は、 <u>備考欄に特段の記載なき項目については</u> 木造の戸建て住宅、併用住宅及び長屋建て住宅に適用します。	※上表（本ページの内容）は、木造の戸建て住宅、併用住宅及び長屋建て住宅に適用します。	修正	H29.6.5 (Ver.1_1)

ページ (変更後)	項目	変更後	変更前	対応	更新日
47	同上 省エネルギー対策	開口部 ガラス交換 大サイズ ( <u>2.8 m<sup>2</sup>以上</u> ) 1800×1800 程度	開口部 ガラス交換 大サイズ ( <u>1.4 m<sup>2</sup>以上</u> ) 1800×1800 程度	修正	H29.6.5 (Ver. 1_1)
47	同上 省エネルギー対策	開口部 ガラス交換 中サイズ ( <u>1.6 m<sup>2</sup>以上 2.8 m<sup>2</sup>未満</u> ) 1800×1200 程度	開口部 ガラス交換 中サイズ ( <u>0.8 m<sup>2</sup>以上 1.4 m<sup>2</sup>未満</u> ) 1800×1200 程度	修正	H29.6.5 (Ver. 1_1)
47	同上 省エネルギー対策	開口部 ガラス交換 小サイズ ( <u>0.2 m<sup>2</sup>以上 1.6 m<sup>2</sup>未満</u> ) 1800×1200 程度	開口部 ガラス交換 小サイズ ( <u>0.1 m<sup>2</sup>以上 0.8 m<sup>2</sup>未満</u> ) 1800×1200 程度	修正	H29.6.5 (Ver. 1_1)
47	同上 省エネルギー対策	高効率給湯器設置 ヒートポンプ式給湯器 屋外据置式	高効率給湯器設置 ヒートポンプ式給湯器 屋外据置式 <u>460 リットル</u>	修正	H29.6.5 (Ver. 1_1)
47	同上 省エネルギー対策	<u>太陽熱利用システム設置</u>   <u>390,000</u>   円/箇所	—	追加	H29.6.5 (Ver. 1_1)
47	同上 注釈	※上表は、構造によらず、戸建て住宅、併用住宅、長屋建て住宅及び共同住宅の専用部分に適用します。 <u>暖房に係る高効率化等設備は、給湯と一体として設置されるものを除き対象外とします。</u>	※上表(本ページの内容)は、構造によらず、戸建て住宅、併用住宅、長屋建て住宅及び共同住宅の専用部分に適用します。ただし、共同住宅の窓、玄関等の開口部の工事について、管理組合が発注する共用部の工事である場合には、上表によらず、補助率方式となります。	修正	H29.6.5 (Ver. 1_1)
48	同上 維持管理・更新の容易性	給水・給湯管更新工事 戸建 メーターから各機器まで 旧配管の撤去共 (埋設部分は存置)	給水管更新工事 戸建 メーターから各機器まで 旧配管の撤去共 (埋設部分は存置)	修正	H29.6.5 (Ver. 1_1)
48	同上 維持管理・更新の容易性	給水・給湯管更新工事 戸建 さや管ヘッダー方式 旧配管の撤去共 (埋設部分は存置) ヘッダー共	給水管更新工事 戸建 さや管ヘッダー方式 旧配管の撤去共 (埋設部分は存置) ヘッダー共	修正	H29.6.5 (Ver. 1_1)
48	同上 維持管理・更新の容易性	<u>床下点検口の設置 (床下収納庫 (点検口兼用) 設置を含む)</u>   <u>24,600</u>   円/箇所	—	追加	H29.6.5 (Ver. 1_1)
48	同上 インスペクション指摘事項への対応	<u>外壁塗装</u>   <u>1,800</u>   円/m <sup>2</sup>	<u>外壁塗装</u>   <u>2,700</u>   円/m <sup>2</sup>	修正	H29.6.5 (Ver. 1_1)
48	同上 インスペクション指摘事項への対応	<u>外壁補修(外装材の張り替え)</u>   <u>6,600</u>   円/m <sup>2</sup>	—	追加	H29.6.5 (Ver. 1_1)

ページ (変更後)	項目	変更後	変更前	対応	更新日
48	同上 インスペクション指 摘事項への対応	防水工事	<u>バルコニー</u> 防水工事	修正	H29. 6. 5 (Ver. 1_1)
48	同上 インスペクション指 摘事項への対応	クラック補修	<u>基礎</u> クラック補修 <u>Uカット</u> シール材充填工法	修正	H29. 6. 5 (Ver. 1_1)
48	同上 省エネ	—	<u>太陽熱利用システム設置</u>   390,000   円/箇所	削除	H29. 6. 5 (Ver. 1_1)
48	同上 注釈	※上表は、構造によらず、戸建て住宅、併用住宅、長屋建て住宅及び共同住宅の専用部分に適用します。 <u>鉄骨造における小屋組の防錆塗装については、屋根塗装に係る単価を適用する。</u>	※上表（本ページの内容）は、構造によらず、戸建て住宅、併用住宅、長屋建て住宅及び共同住宅の専用部分に適用します。 ※補助工事単価欄に「実工事費」とあるものは、工事の個別性が高いため補助工事単価を設定していませんが、 <u>実工事費を確認して補助額を決定し、補助対象とする工事です。</u>	修正	H29. 6. 5 (Ver. 1_1)
<b>Ver. 2の主な変更点</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通年申請タイプの交付申請書の提出期限を延長</li> <li>・ 通年申請タイプの完了実績報告書の提出期限を延長</li> <li>・ 一切の併用ができない他の補助事業に「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業」を追記（本事業HPのQ&amp;AにおいてH29. 6. 26に公表済み）</li> <li>・ 評価基準型（補助率方式）の完了実績報告において提出書類が不足していたことを対応 ※変更点の詳細やその他の変更、修正事項は下記を確認してください。</li> </ul>					H29. 10. 18
冒頭	—	<u>「通年申請タイプ」の交付申請期限等の延長について</u> <u>(平成 29 年 10 月 18 日付)</u> <u>○事業者登録の期限延長</u> <略>※ <u>○交付申請書の提出期限延長</u> <略>※ <u>○延長後に交付申請書が提出された事業の完了実績報告書の提出期限</u> <略>※ ※詳しくは、交付申請等マニュアルを確認してください。	—	変更	H29. 10. 18 (Ver. 2)

ページ (変更後)	項目	変更後	変更前	対応	更新日
9	2. (3) 4) その他	※ただし、以下の国費が充当される・・・・・・・・  <u>⑤ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業（経済産業省が実施）</u>	※ただし、以下の国費が充当される・・・・・・・・	追加	H29. 10. 18 (Ver. 2)
33	IX. 5. 表-9 完了実績報告時の提出書類一覧⑤ 摘要欄	評価/ <u>(○)</u>   認定(単価)/—   認定(補率)高度/○	評価/—   認定(単価)/—   認定(補率)高度/○	修正	H29. 10. 18 (Ver. 2)
33	同上⑥ 摘要欄	評価/ <u>(○)</u>   認定(単価)/—   認定(補率)高度/○	評価/—   認定(単価)/—   認定(補率)高度/○	修正	H29. 10. 18 (Ver. 2)
33	同上⑦ 摘要欄	評価/ <u>(▲)</u>   認定(単価)/—   認定(補率)高度/—	評価/◎   認定(単価)/—   認定(補率)高度/—	修正	H29. 10. 18 (Ver. 2)
34	同上⑱ 摘要欄	評価/ <u>(▲)</u>   認定(単価)/—   認定(補率)高度/▲	評価/—   認定(単価)/—   認定(補率)高度/▲	修正	H29. 10. 18 (Ver. 2)
34	同上 (摘要欄の凡例)	◎：必須書類 ○：該当する場合に必要となる書類 ▲：交付申請時から変更がある場合 —：該当なし <u>( )：補助率方式の場合に必要となる書類</u> <u>[ ]：単価積上方式の場合に必要となる書類</u>	◎：必須書類 ○：該当する場合に必要となる書類 ▲：交付申請時から変更がある場合 —：該当なし	修正	H29. 10. 18 (Ver. 2)
<b>Ver. 2_1の変更点</b> ・ 通年申請タイプの事業者登録の期限を延長					H30. 1. 31
冒頭	—	<u>「通年申請タイプ」の事業者登録期限の延長について</u> <u>(平成30年1月31日付)</u> <u>○事業者登録の期限延長</u> ＜略＞※ ※詳しくは、交付申請等マニュアルを確認してください。	—	変更	H30. 1. 31 (Ver. 2_1)

ページ (変更後)	項目	変更後	変更前	対応	更新日
<b>Ver. 2_2の変更点</b> ・ 通年申請タイプの事業者登録の登録期限を延長 ・ 通年申請タイプ及び事前採択タイプの交付申請書の提出期限を延長					H30. 2. 14
冒頭	—	<u>事業者登録期限及び交付申請期限の延長等について</u> (平成 30 年 2 月 14 日付) <u>○事業者登録の期限延長</u> <略>※ <u>○交付申請書の提出期限延長</u> <略>※ <u>○交付申請の受付期間を短縮して締め切る場合の対応</u> <略>※ ※詳しくは、交付申請等マニュアルを確認してください。	—	変更	H30. 2. 14 (Ver. 2_2)